資料

2023年度前期学生大会　「委任状」について

文責　城田 浩平

　学生大会に関わる「委任状」について本資料では説明します。本資料をよく読み、「委任状」を提出してください。本資料記載の注意事項が守られていない場合、「委任状」が受理されないことがあります。

* 「委任状」とは

→団体登録申請規約記載の通り、代表者・副代表者の学生大会への出席は義務付けられています。万が一、都合が合わず学生大会に出席できない場合に申請できる書類が「委任状」です。提出によって、代理人が出席することも可能になります。

* 提出要項
* 提出書類→「2023年度学生大会　委任状」(Excelファイル)
* 提出先→**学友会メールアドレス(stdass@edtus.onmicrosoft.com)**
* 提出期間→**2023年6月11日(日)〜同年6月30日(金)23：59**
* 提出方法

1. 学友会Webページ掲載予定のExcelファイルをダウンロード
2. 下記記入事項を記入

①は必須、②は代理人を出す場合のみ記入

1. 学友会メールアドレスへ送信・提出

* 「委任状」記入事項

記入事項は以下の通りです。

1. 会議を欠席する人(代表者もしくは副代表者)
2. 団体正式名称
3. 役職(代表者・副代表者のいずれかを選択)
4. 学籍番号
5. 氏名
6. 欠席理由
7. 会議に代理出席する人(団体メンバー表に記載の方のみ申請可能)
8. 学籍番号
9. 氏名
10. 学友会ID

※止むを得ず代理が出せない場合は②の記入は必要ありません。

ただし、通常の出席よりサークルポイントは少なくなります。

　 ※記入事項に不備があった場合、再提出していただきます。

* 注意事項
* 代表者・副代表者のそれぞれが「委任状」の提出を必要とする場合、2つ必要となります。なお、その際にまとめて提出する必要はありません。
* 代表者あるいは副代表者が他の団体の代表者あるいは副代表者を兼任している場合、1つの団体としてのみしか学生大会の出席ができません。そのため、1枚以上の「委任状」の提出が必要となります。

(例) A団体の代表者とB団体の副代表者を兼任している場合

→A団体かB団体のどちらかでしか出席できない

A団体の代表者として出席する場合は、B団体の「委任状」提出が必要

* 学生大会は学友会員の参加が前提ですので、代理人の方も学友会員である必要があります。また、代理人は団体メンバー表に記入した方の中から選出してください。
* 代理人の方が書く箇所に、学友会 ID を記入する欄があります。ここが記入できていない場合、代表者と代理人との間で合意が無いものとみなしますのでご注意ください。なお、学友会カードを紛失された方は、学友会メールアドレスまでお問い合わせください。また、学友会室へ来室していただければ、学友会カードの再発行も承ります。
* 代理人を立てない場合も委任状の提出は可能です。但しその場合は通常の出席扱いにはならず、「委任状を提出したうえでの欠席(委任状欠席)」となり、サークルポイントの加点が少なくなります。サークルポイントの詳細につきましては、2023年度第1回団体代表者会議にて配布した「2023年度学友会団体登録申請規約」をお確かめください。
* 6月30日(金)23：59以降の「委任状」の提出は一切認めません。従って、当日急病などによる欠席を危惧される方は、事前に代理の方に委任するなどの対策を各自でお取りください。
* 「委任状」を提出した場合、必ずこちらからメールを返信いたします。メール送信後1週間以上返信が来なかった場合は、お手数をおかけいたしますが再度ご連絡をお願いいたします。また、返信文内に『再提出』の文字があった場合は、「委任状」を受理しておりませんので、提出期限までに再提出をお願いいたします。
* メール返信に関しては一定のお時間をいただく可能性がありますのであらかじめご了承ください。
* メールが送受信できなかった等による提出トラブルに関しましてはこちらでは一切責任を負いません。
* 欠席理由が不適切・不明瞭であると判断した場合は、受理できません。
* 例年、期限直前の提出で、書類の不備等により委任状が受理できないという事例があります。余裕を持った提出にご協力お願いいたします。
* 記入不備があった場合は再提出していただきます。

【参考】サークルポイントについて(2023年度団体登録申請規約より抜粋)

* 委任状を提出した場合のサークルポイントについて
* 代理出席者がいる場合

→代表者・副代表者の配点と同様になります。

* 代理出席者がいない場合(委任状欠席)

→1人の委任状欠席に対し、2点のサークルポイントを付与いたします。

* 学生大会でのサークルポイントの内訳
* 代表者(副代表者)あるいはその代理が遅刻なしで出席…5点
* 代表者(副代表者)あるいはその代理が遅刻した場合…3点
* 代表者(副代表者)あるいはその代理が欠席した場合…0点

※なお、代表者・副代表者それぞれでサークルポイントを付与しています。

(例)代表者・副代表者が共に遅刻なしで出席の場合

→代表者の出席で５点、副代表者の出席で5点の計10点がサークルポイントとして付与されます。

※サークルポイントが60点以上なければ、次年度4月に開催予定の課外活動ガイダンス(新歓)に参加することができません。

　何かご不明な点等がございましたら、学友会メールアドレス(stdass@edtus.onmicrosoft.com)までお問い合わせください。